

善通寺市監査委員会公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により執行した財政援助団体への監査結果に関する報告及び意見に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので同条第9項の規定に基づき公表します。

平成26年4月1日

善通寺市監査委員 藤岡博文

善通寺市監査委員 林野忠弘

財政援助団体監査指摘事項の取組について

【善通寺市観光協会指摘事項】

- ① 収支決算書・予算書の「支出の部」の協賛費については、市の交付金を充当しているので「市の交付金の在り方に関する条例」の第4条（交付対象経費）に抵触する可能性がある。今後、条例に準じるよう検討されたい。
- ② 各まつり実行委員会の収支決算書において、「収入の部」の観光協会からの市交付金を「補助金」と「市交付金」の様に異なって記載されていた。今後、収支決算書の科目名を統一するよう実行委員会事務局へ指導されたい。

【検討結果】

- ① ご指摘のとおり、市観光協会の収支決算書・予算書の支出の部に掲げている協賛費においては、市からの交付金を善通寺まつり、善通寺空海まつり等のそれぞれの事業費に充てていることから、今後とも市の交付金等の支出目的に沿った事業の執行に努める。
- ② ご指摘の点については、平成26年度より従来の市の交付金の見直しを行い、補助金に改めることとしているので、今後はそれに合わせて統一した科目名にしていく。